

議員提出議案第1号

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年2月27日提出

紀の川市議会議長 杉原 勲 様

提出者 紀の川市議会議員 上田 礼子

賛成者 紀の川市議会議員 木村 芳友

〃 大田 裕之

〃 榎本 喜之

〃 船木 孝明

〃 西岡 宣博

〃 上岡 一夫

〃 松本 敦

提案理由

関係行政庁に対し、「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書を提出するため。

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法第92条には「外国国章損壊等」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは当然のこととして、自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が国のみならず他国のものも尊重するようになる事が期待されてとの事であるが、罰則規定についても外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

和歌山県紀の川市議会議長

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長